

見積参考資料

工事名 県道岡山倉敷線（立川橋）橋梁補修工事(R8)

- 1 本見積参考資料は、積算数量及び任意仮設の積算内容を示したもので、請負契約上の拘束力を生じるものではなく「設計図書」とはならない。

よって、工事目的物を完成させるための一切の手段については、受注者の責任において定めるものとする。

2 設計金額の表示単位

本工事の設計金額の表示単位は、以下のとおりとする。

項 目	数値処理	単位（円）
1. 施工代価表	1 円未満切り捨て	円止まり
2. 直接工事費	—	円止まり
3. 処分費等控除額	1 円未満切り捨て	円止まり
4. 共通仮設費積上げ分	—	円止まり
5. 共通仮設費率分	千円未満切り捨て	千円止まり
6. 純工事費	—	円止まり
7. 現場管理費率分	千円未満切り捨て	千円止まり
8. 工事原価	—	円止まり
9. 一般管理費等	工事価格が万円単位になるように、10,000円未満を端数調整	円止まり
10. 工事価格	—	万円止まり
11. 消費税相当額	—	円止まり
12. 請負対象工事費	—	円止まり

3 積算条件

本工事は、下記の条件で積算を行っている。

① 資材単価適用年月 令和 8 年 6 月

「岡山市公共工事設計資材単価表」は、以下の方法で確認できます。

a)閲覧される場合

岡山市役所 本庁 2 階行政事務管理課情報公開室

b)ホームページより閲覧

<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000004448.html>

上記ページの「岡山市公共工事設計資材単価について」に掲載しております。

② 「土木工事市場単価」及び「土木工事標準単価」適用年月 令和 8 年 4 月

※ただし資材単価適用年月が「令和 8 年 5 月」以降のものは、一部の市場単価で令和 8 年 1 月を適用しているものがあるため、以下の方法で確認をお願いします。

a)閲覧される場合

岡山市役所 本庁 2 階行政事務管理課情報公開室

【岡山市 公共工事設計資材単価表 令和 8 年 5 月】に「土木工事市場単価及び土木工事標準単価の適用について」を掲載しております。

b)ホームページより閲覧

<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000004448.html>

上記ページに「土木工事市場単価及び土木工事標準単価の適用について」を掲載しております。

③ 積算基準書年版 令和7年度 土木工事標準積算基準書（岡山市）

閲覧される場合

岡山市役所 本庁2階行政事務管理課情報公開室

④ 間接工事費

土木工事標準積算基準書

間接工事費の工種区分	橋梁保全工事
間接工事費 の施工地域補正区分	☒ 市街地（DID補正） ☐ 一般交通影響有り（1） ☐ 一般交通影響有り（2） ☐ 山間僻地及び離島 ☐ 該当なし（補正なし）

⑤ 一般管理費等

前払金支出割合	35%を超えるもの
契約保証の方法	金銭的保証

上記積算条件は、当該工事の許容価格算出のために使用した条件であり、入札の公平性並びに円滑化を図るため示したもので、入札者の判断基準等を拘束するものではない。よって、上記記載の条件は、入札者の判断基準と相違する場合であっても変更の対象としない。

4 資材価格

（1）決定単価

本工事は、下記のとおり実勢取引価格調査及び見積りに基づき決定した価格を使用している。

名称	規格	単位	単価(円)	備考
鋼材	t=12mm SS400	kg	171	
橋梁下棚足場架け払い		m2	4,000	週休2日補正 (月単位)含む
杉足場板敷詰		m2	2,200	週休2日補正 (月単位)含む

※消費税は含まない。現場着価格である。

5 その他

- ① 施工代価表第0-0002号の充てん材料はエポキシ樹脂系（参考比重:1.30）を採用している。
- ② 施工代価表第0-0004号の注入材はエポキシ樹脂注入材1種を採用している。
- ③ 施工代価表第0-0004号のシール材はエポキシ樹脂系シール材（#101同等品以上、比重1.70）を採用している。
- ④ 施工代価表第0-0004号の低圧注入器具は補充可能型注入器具（BLインジェクター同等品以上）を採用している。
- ⑤ 施工代価表第0-0006号の断面修復材はポリマーセメントモルタルを採用している。
- ⑥ 施工代価表第0-0012号の上塗り材はコンクリートキーパーを採用している。
- ⑦ 施工代価表第0-0013号の水切り材はウォーターカッター（下面用）を採用している。

- ⑧ 施工代価表第 0-0008 号ダンプトラック運搬（2t 積級）は、令和 6 年版 治山林道必携 積算・施工編【上巻】（一社）日本治山治水協会・日本林道協会を採用している。運搬材料が「コンクリート殻」の場合、1 台当たり積載土量(q)は、アスファルト・コンクリート殻の(q)を準用する。